

総務政策常任委員会会議録

令和3年11月1日

場 所 第2委員会室

令和3年11月1日(月曜日)

午前9時59分開会

審査・調査事項

○その他報告事項

- ・今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について
- ・PCR検査の支援について
- ・全国知事会地方税財政常任委員会の活動について
- ・みやざきワーケーション推進協議会の設立について
- ・宮崎県文化芸術振興条例(仮称)の骨子(案)について
- ・令和4年度当初予算編成方針について

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	安田	厚生
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		田口	雄二
委員		井上	紀代子
委員		冨師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦	直康
政策調整監	渡辺	善敬
総合政策部次長 (政策推進担当)	内野	浩一朗

総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	矢野	慶子
総合政策課長	大東	収
広域連携推進室長	高妻	克明
秘書広報課長	平山	文春
広報戦略室長	佐々木	史郎
統計調査課長	小園	浩孝
総合交通課長	高橋	智彦
中山間・地域政策課長	川端	輝治
産業政策課長	甲斐	慎一郎
生活・協働・男女参画課長	山崎	博信
交通・地域安全対策監	川越	直海
みやざき文化振興課長	河野	龍彦
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	坂元	修一
人権同和対策課長	後藤	英一
情報政策課長	戸高	広信
国民スポーツ大会準備課長	井上	大輔

総務部

総務部長	吉村	久人
危機管理統括監	小田	光男
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧	亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山	武志
危機管理局長兼危機管理課長	日高	正勝
総務課長	佐藤	彰宣
人事課長	長谷川	武
行政改革推進室長	渡邊	世津子
財政課長	石田	渉
財産総合管理課長	鹿島	寛俊
税務課長	満留	芳文

市町村課長 川畑敏彦
総務事務センター課長 新立賀津雄
消防保安課長 佐藤勝重

事務局職員出席者

議事課主査 増本雄一
議事課主事 山本聡

○西村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、何点かお礼を申し上げます。

まず、国文祭・芸文祭であります。10月17日に無事閉会式を迎えることができました。中野議長、西村委員長をはじめ多くの委員の皆様にも御出席をいただき、誠にありがとうございました。107日間の長丁場でありましたけれども、県内各地で開催されましたプログラムにもそれぞれのお立場で御参加をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

新型コロナの拡大によりまして、8月以降、やむなく中止や内容の変更等がありまして、そ

れは課題として受け止める必要があると思っておりますが、オンラインの活用なども含めて、何とか閉会式まで開催できたということにつきまして、出演者、参加者、その他大会に関わっていただきました多くの皆様に感謝を申し上げます。

今回の大会をきっかけにしまして、地域の文化をしっかりと継承し、また、その成果を本県文化の魅力発信、共生社会の実現等につなげてまいります。

次に、10月20日ではありますが、広島県で開催されました宮崎カーフェリーの1隻目の新船たちほの進水式中野議長に御出席をいただき、誠にありがとうございました。ほかにも県内の経済界だけではなく、神戸市からも多くの方々に御出席をいただき盛大な進水式となりました。

コロナ禍に加えまして、原油高騰もあり厳しい状況は続いておりますけれども、本県経済の生命線であるこの航路を安定的に維持していくため、引き続きオール宮崎の体制を維持しつつ、力を合わせて支援してまいりますので、県議会におかれましても御支援・御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

次に、JR日南線であります。台風14号による大雨被害によりまして、9月16日から青島・志布志駅間で運転見合わせが続いております。9月28日には西村委員長と私が宮崎事業部に要望を行いまして、また、10月26日には、JR九州本社に対しまして、知事と中野議長より要望を行っていただいたところでもあります。

その結果、10月27日のJR九州の社長会見の中で、年末までには運転再開を目指すと発表されたところでもあります。

現在、代替交通手段として、バス輸送が実施されておりますけれども、利用者負担の軽減、

あるいは不安解消のために、一日も早い全線運転再開を引き続き求めてまいります。

最後に、10月28日にメディキット県民文化センターで開催しました拉致問題啓発舞台劇の公演につきまして、中野議長をはじめ議員の皆様にご出席をいただき、ありがとうございました。

本県関連の特定失踪者の御家族や、救う会宮崎として活動を続けておられる方々をはじめ、高校生や中学生の皆さん、その他県民の皆様にも多くの参加をいただき、北朝鮮による日本人拉致問題に関心を寄せていただけるよい機会になったと感じているところでございます。

それでは、本日の報告事項に移らせていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料を御覧ください。表紙の下のほうに目次がございます。本日は、ここにありますように、今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策についてを含め5件の報告でございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明させていただきます。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○大東総合政策課長 それでは、総合政策課から、今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

まず、大きな1のコロナ禍からの県民生活・県内経済の復興への取組についてであります。

令和2年初めからの新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、これまでの対応といたしましては、

(1) にありますとおり、同年5月に新型コロナウイルス感染症経済対応方針を策定いたしまして、以後、本年9月までに総額約1,500億円の対策予算によって、事業の継続や雇用維持など

を支援してきたところでございます。

過去最大の感染拡大となりました第5波が収束しました現在、(2) にありますとおり、経済回復に向けて切り札となるワクチン接種の推進や飲食店認証など安全・安心の環境づくり、既存予算を活用した需要喚起に取り組んでいるところでございます。

今後のさらなる復興に向けた方向性の考え方といたしましては、(3) にありますとおり、年末年始の人流拡大により、第6波が今後懸念されるなど、コロナを克服して、以前のような社会を取り戻すまでには、まだしばらく時間を要すると考えられますけれども、ワクチン接種や安全・安心の環境づくりを併せて進めることによりまして、感染症対策から経済活動の活性化に段階的に移行させていくものであること。

また、当面は既存事業の活用により、経済対策に対応するとともに、来年度予算や国の新たな経済対策の動きを踏まえまして、機動的に施策を展開していくこと。

以上の考え方に基きまして、今後の復興対策に当たりましては、(4) にありますとおり、県民生活・経済活動を早急に立て直し、成長への基盤を回復すること、宮崎らしさの発揮により、コロナ後の成長活力を創出すること、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症にも強い地域医療体制の充実を図ることの3つの視点から取り組んでいくということとしております。

次に、右のページでございます。

2の令和4年度における重点施策についてでございます。これは、来年度予算における事業構築に当たりまして、特に重点的に取り組んでいく項目について、3つの柱から整理したものでございます。

まず、1つ目の柱、喫緊の課題であります、

コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出で
ございます。

これは、先ほどの復興対策の視点を踏まえた
具体的な施策ということになります。コロナ禍
からの速やかな復興とコロナ後の宮崎の新たな
成長を促すための取組といたしまして、①から
⑤にありますとおり、感染症に強い医療提供体
制の充実、あるいは県民生活、地域経済の早期
回復、変化を実感できるデジタル化の推進、ゼ
ロカーボン社会づくりの推進、宮崎ならではの
魅力の向上と情報発信の強化、この5つを掲げ
ております。

3ページを御覧ください。

2つ目の柱が、人口減少対策の取組の強化で
ございます。

これは、従来から最重要課題といたしまして
取り組んでいる項目であります。引き続き①少
子化対策の着実な推進と次代を創る子どもたち
の育成、未来を支える産業人財の育成・確保の
2つを掲げております。

3つ目の柱といたしまして、安心・安全な魅
力ある地域づくりとしております。強靱な県土
づくりの着実な推進に引き続き取り組みますほ
か、コロナ後も見据えまして、持続可能な魅力
ある地域づくりを進めていくこととしておりま
す。

これらの項目を中心に来年度の事業構築を図
りまして、県議会の皆様方、市町村、関係団体
とも連携しながら、コロナ禍からの速やかな復
興と新たな成長の基礎づくりを進めますととも
に、引き続き、人口減少や持続可能な地域づく
りといった県政の重要課題にもしっかりと対応
していきたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。

PCR検査の支援について、御説明いたしま

す。

県では、県境往来者向けと県民向けの二通り
の検査支援を実施しております。

まず、1の県境往来者向け支援につきましては、
帰省やビジネスによる来県者、県外等を往
来する県民の皆様を対象に、羽田、伊丹、福岡
の各空港内での検査や郵送による検査を支援し
ております。

利用料金は、公共交通利用者は無料、自家用
車等利用者は、1件当たり3,000円となっており
まして、この公共交通利用者につきましては、
不特定多数と接触する機会がありますことから、
より受検しやすいように無料としているもので
ございます。

検査実績につきましては、7月1日の開始以
来、約2万9,000件でございます。このうち陽性
件数は20件となっております。

次に、2の来店型検査センターでございます。

対象者といたしましては、感染に不安を抱え
る県民などで、県内5か所に設置しております
検査センターに来店して検査を受けていただい
ております。利用料金は1件1,900円、来店でき
ない方には、郵送による検査にも対応しており
ます。

検査実績は、9月28日の空港店舗開設以来、
約1,900件、陽性者数は、現在のところゼロとなっ
ております。

説明は以上でございます。

○高妻広域連携推進室長 広域連携推進室では、
全国知事会地方税財政常任委員会の運営をはじ
め、知事会に関する連絡調整等を所管しており
ます。これから年末にかけて、国において、税
制改正や予算編成が議論されます。今後、知事
会要望も本格化してまいりますので、本日は地
方税財政常任委員会の活動について報告させて

いただきます。

資料の5ページを御覧ください。

中ほどでございますが、括弧書きのこれまでの主な活動実績についてであります。5月に第1回常任委員会、6月に全国知事会を開催しております。これは、概算要求に向けた知事会提言を取りまとめたものであります。

その4行下を御覧ください。このほかの後に、地方創生臨時交付金の増額等に向けた要望活動を4回実施とあります。御案内のとおり、地方創生臨時交付金は、地方のコロナ対策の根幹を支える財源であります。ただ、国もコロナ対策に100兆円を超える赤字国債を充てておりますので、自由度の高い交付金の増額には極めて慎重であります。

このため、本県で全国の状況を調査分析した上で、地方の実情を踏まえた資料を作成し、会長県や地方創生の担当県とともに、繰り返し足を運び、要望を行っております。

本県は昨年末からこの要望に携わっております。これまでの要望活動で、地方創生臨時交付金の事業者支援分の創設につながっております。これによりまして、都道府県に5,000億円、市区町村に1,000億円が配分されました。本県には計63億円、県内市町村にも11億円が配分されております。

その下、今後の主な活動予定を御覧ください。11月に第3回常任委員会の開催とございます。これは、税制改正大綱及び政府予算案決定に向けた要望案を審議するものでありまして、あしたウェブで開催することとしております。その後の要望活動の予定は御覧のとおりでございます。

6ページを御覧ください。

明日の税財政常任委員会で審議をする主要事

項の素案でございます。

大きな柱は4つございます。この中でも1の①地方創生臨時交付金の2兆円規模の増額、2の①地方一般財源総額の確保・充実などを中心に議論されるものと存じます。

1ページめくっていただいて、7ページでございます。

上の段は、昨年度の主な知事会要望とその反映状況であります。本県の予算もこうした財源を根拠に編成されるものであります。

下の段を御覧ください。

宮崎県としての取組方針であります。御案内のとおり、都道府県の間では、財政事情やニーズが大きく異なっております。このような中でのどのように要望をまとめていくか。これは委員長県として悩みながら取り組んでいるところであります。

方針は4つでございます。

1点目は、会長県・関係県との密接な連携。

2点目は、客観的データ、実態把握に基づく具体的要望——これは、大都市部と地方の団体がお互いの実情を客観的に認識することによって合意を形成していくための工夫であります。

3点目は、国側の視点にも立った「伝わる」資料づくり。これは、国のニーズも把握しながら資料を作成することで、要望の実現性を高めていくということであります。

最後に、全国のため、宮崎のためになる要望。これはまさに当室のミッションそのものでございまして、県政の課題を知事会等の枠組みを活用しながら解決していくということでもあります。

当室では、この方針に基づきまして、知事の指示を仰ぎ、政策調整監以下室員5人で日々業務に当たっているところでございます。

私からは以上でございます。

○川端中山間・地域政策課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

私からは、みやざきワーケーション推進協議会の設立について御説明いたします。

まず、1の設立の趣旨ですが、コロナ禍での地方回帰の動きやテレワークの進展に伴い、全国的なワーケーションへの関心の高まりと、県内でも受入れの取組が広がりつつあることから、県内の民間事業者・関係団体・行政等の参画により、ワーケーションの情報共有や対外的な情報発信等を効果的に行うための推進体制を整備いたしました。

2の協議会の概要ですが、去る10月21日に、宿泊事業者をはじめとする民間事業者、関係団体、市町村・県の合計62団体の参画を得て設立したところであります。

なお、ワーケーションに関する官民の協力組織設立は、九州各県で初めてとなります。

代表者には、会長として、国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部長の桑野斉様に就任いただき、講演会では、先進地である和歌山県南紀白浜町から講師を招いた講演とともに、日向市及び椎葉村から事例を発表していただいたところです。

最後に、今後の取組ですが、協議会では、今後、先進事例や県内での取組、国の施策に関する情報共有や意見交換を行うなど、関係者の連携により県内でのワーケーション受入れを促進してまいります。

このほか県では、6月補正予算で議決いただきましたワーケーション受入体制構築事業によりまして、県内のワーケーションに関する情報を一元的に発信するためのホームページの制作や旅行会社とタイアップしたモデルプログラムの開発・実証などを進めてまいります。

説明は以上です。

○河野みやざき文化振興課長 常任委員会資料の9ページをお開きください。

宮崎県文化芸術振興条例（仮称）でありますけれども、骨子（案）について御説明をいたします。

本条例案に関しましては、来年の3月の施行を目指して作業を進めておりまして、当委員会におきましても、その旨、報告をしているところであります。

改めて申し上げますと、1の制定理由につきましては、国文祭・芸文祭の開催による文化芸術に対する関心の高まりや、文化芸術活動の盛り上がりを一過性のものとせず、今後も本県の文化芸術の振興等を図っていくため、その基本理念や施策の基本となる事項等を定め、総合的かつ計画的に施策を推進することとし、条例の制定をするというものであります。

2のこれまでの取組であります。有識者で構成をいたします、みやざきの文化を考える懇談会を開催し、御意見も伺いながら、検討を進めてまいったところであります。

3の骨子（案）につきましては、右のページの10ページに概要をまとめております。こちらで御説明をしたいと思っておりますけれども、説明に入る前に、1枚めくっていただきまして11ページをお開きください。

条文には前文を設けることといたしておるところでありまして、そのイメージであります。本県の文化芸術のありよう、あるいは文化振興の意義などを記載することとしております。

前文のイメージであります。かつて日向の国と称された宮崎県、まさにさんさんと太陽が降り注ぎ、豊かな自然、温暖な気候風土に恵まれております。そういった中で、4行目であり

ますが、先人たちは互いに助け合い、祈りと感謝をささげながら、狩猟など様々ななりわいや伝統工芸、多彩な食文化を生み出してきました。

また、本県は、古事記・日本書紀に日向神話の舞台として描かれておりますが、数多くの神話や伝承、神楽をはじめとする多様の民俗芸能や祭りなどが、今も暮らしの中に息づき、それを背景としながら、文学や美術、音楽など様々な文化芸術も育まれてきました。

このような文化芸術は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産であります。

人口減少をはじめ時代が大きく変化する中であって、今改めて、文化芸術が有します固有の意義と価値、表現の自由の重要性を深く認識し、先人たちから受け継いできた文化芸術を継承、発展させるとともに、新たな文化芸術を創造し、もって一人一人が生き生きと暮らすことができる活力ある地域社会の形成につなげていくことを決意し、この条例を制定する、そう前文には記載したいと考えております。

12ページ以降は、条文となる部分を記載しておりますが、先ほど申し上げましたように、前のページに戻っていただきまして、概要を10ページで説明したいと思います。

まず、1の総則、目的であります。文化芸術の振興、それから文化芸術のそのものの振興だけにとどまらず、文化芸術によって生み出される様々な価値、例えば障がいを持つ方にその個性を発揮していただく、あるいは、生き生きと過ごしていただくことにつながるとか、あるいは、地域を見詰め直し、地域づくりにもつながるとか、そういったような文化芸術によって生み出される様々な価値というものを活用、生

かしていくということに関しまして、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする、としております。

次に、基本理念であります。この条例は理念条例でありますけれども、文化芸術の振興等に当たっての考え方、考慮すべきこと、あるいは尊重・配慮すべきことを基本理念として、以下のような形で記載することとしております。

まず、県民一人一人が文化芸術に関する活動の主体でありますので、そういった認識の下でその自主性の尊重や、その下の創造性の尊重あるいは能力の発揮、3つ目の県民がひとしく、年齢、障がいのあるなし、あるいは、居住する地域等にかかわらず、文化芸術を観賞し、参加し、創造することができる、そういったことが考慮されなければならないということでありますとか、4つ目の県民の関心や理解を深めること、文化芸術の多様性の尊重、あるいは、その下の郷土への誇りと愛着を持って将来に継承できるようにすること。

そのほか、本県の文化芸術の発信、交流の推進、教育の重要性、文化芸術と各施策との有機的な連携や一番下に参りますが、関係する各主体の連携・協力、文化芸術の振興等に当たっては、こういったことについて、考慮あるいは尊重・配慮されなければならない。そういったことを基本理念には定めることとしております。

次に、責務・役割につきましては、文化芸術の振興等に当たっての県の責務とともに、楯円で結んでおりますけれども、御覧のように、県民、文化芸術団体等、教育機関、事業者あるい

は市町村、そういった主体の役割を規定することとしております。

県の責務であります。施策の総合的な策定、実施——条例は、大きな方向性を定めるものですので、別途、計画を策定しまして、効果的に施策を推進することとしており、市町村、国等その他、連携・協力を行いながら、今後取り組んでまいりたいと考えております。

次にその下、第2章の基本施策であります。県が必要な施策を講ずることや、文化振興等に当たっての大きな方向性について定めるものがあります。

まず左下、文化芸術の振興としまして、対象となる文化芸術の例示——これは国の文化芸術基本法もそうなのですが、イメージしやすいように例示をするものであります。おおむね法律の記載に準じておりますけれども、2つ目の丸の小さな丸ポツ、本県の特色ある文化として神楽等の民俗芸能、あるいは、神話・伝承なども記載することとしております。

次に右側、条例に定める理念を推進していくために必要な施策の方向性について、環境づくり、人づくり、それから地域づくりの3つの柱で示しております。

まず、文化芸術を実感できる環境づくりとしまして、県民の文化芸術に対する興味や関心を広げ、理解の醸成、あるいは共感を深められるよう必要な施策を講ずるよう努めるということや、県民の文化芸術の鑑賞等の機会の充実を図るために必要な施策を講ずるよう努めることなどを定めることとしております。

次に、文化芸術を支え、育む人づくりとしまして、文化芸術を通じて郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、学びの機会の創出などの必要な施策を講ずるよう努めることをはじめ、子供

の感性や構造型等の育成、その下になりますが、障がいのある人、あるいは、高齢者の文化芸術活動の充実について必要な施策を講ずるよう努めることなどを定めることとしております。

文化芸術を活用した地域づくりとしましては、文化芸術が、地域の活性化、観光等の活性化あるいは交流の推進に資するよう必要な施策を講ずるよう努めることを定めることとしております。

概要は以上であります。もう一度、左の9ページにお戻りいただきたいと思っております。

5の今後の取組につきましては、本日の委員会での報告の後、パブリックコメントを実施したいと考えております。また、有識者で構成いたします文化を考える懇談会では、先日も熱心な御意見をいただいているところでありますが、そういった懇談会の御意見も踏まえまして、多少文言に修正が出てくるとは思いますが、条例案として固めた上で、令和4年2月定例県議会に議案として提出させていただきまして、3月の施行を目指してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○凶師委員 総合政策課、広域連携室にも通じるところなんです。令和4年度の重点施策について説明いただいたのですが、私は3ページの(2)人口減少対策の取組強化というところから、質問が広範囲になってしまうのですが、次の広域連携の推進の中でもあります。今回は宮崎県としての全国知事会において、どういう立場を取っていくかの中で説明があった、7ページの宮崎としての取組方針の4番です。

全国のために、宮崎のためになる要望をする——何が言いたいかというと、人口対策の強化

にもなり、全国のためにもなる、宮崎のためにもなるということが、その後に出てきました中山間・地域政策課にあるワーケーションの事業推進につながっていくのかなど。横串で突き刺して、言わば宮崎の少子化対策にもなる。

今、全国では会社関係もテレワークとかワーケーションの推進をしている。その方々が宮崎に来てもらうことによって、人口減少の対策にもなるということで、ワーケーションというものを、今後、宮崎県の中心政策として置いて、ここに重点的に関係市町村——私は関係市町村との連携というよりも、県が主導して、県がワーケーションの拠点づくりをするとか、例えばこの地域にモデル地域とか、モデル住宅とか、モデル事業を集積して、県が旗を振っていく。

市町村がやることをサポートするだけではなくて、県が自らのイニシアチブを取るような事業展開をされてはどうかと思うんです。質問があっちこっち行ってしまいました。中山間・地域政策課に、これを今後の県の重点施策の柱の一つとして旗揚げしていくようなお考えがないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○川端中山間・地域政策課長 今回、重点施策の中の2ページにワーケーションという言葉を入れております。コロナ禍の中で地方回帰の動きが始まっていることと、テレワークが促進されていくということでワーケーション——もとは観光と休暇を合わせた言葉ですけれども——地方に人を呼び込んでテレワークをして、地域の住民の方と地域の課題解決まで含めて、企業と関係を持っていくというような意味合いで広がっていると聞いております。

県でも力を入れて取り組んでいくということで、今回、市町村や県内の民間企業と一緒に協議会をつくっていったところ。県だけでは

できない取組でもありまして、市町村とも協力しながら、旗振り役はもちろんやるつもりで取り組ませていただくということで、今回こういった協議会をつくって、さらに前に進めていく所存です。

○図師委員 今、課長の話にもありましたとおり、ワーケーションということを入り口にして、いきなりUターン、Iターン、Jターンという移住政策は非常にエネルギー量が大きいと思いますので、このワーケーションの事業で宮崎のよさを知ってもらった上で、さらにそこから移住につながるとか、そういうトータル的な計画、事業というものをぜひ県が主導でやっていただければと思いますし、ひいては少子化対策になるということまで持っていけたらすばらしい事業展開になるのではないかなと思っておりますので、ぜひこの推進協議会の内容並びに今後の具体的な政策展開に期待しております。

○外山委員 一点だけ伺いますけれども、1ページの(4)の②の宮崎らしさの発揮というのは、どういうイメージですか。

○大東総合政策課長 この宮崎らしさは、2ページの(1)の⑤の宮崎ならではの魅力向上と情報発信の強化というところにつながってくると考えておりまして、例としましては、従来から宮崎県が取り組んでおりますスポーツランドのさらなる磨き上げ——今回新たな施設を整備する計画もございますけれども——こういったことを活用しながら、コロナ後の観光の再興といったものにつなげていくというイメージで捉えております。

○外山委員 その中の過程において、宮崎独自の対応・対策が、経済面であるとかいろいろな面ではっきり出てくると思うんですけれども、都会のような横並びの形じゃなく、宮崎らしさと

いう宮崎独自の対策の発揮、それを期待していますので、よろしく願います。

○中野委員 県民文化芸術振興条例についてですが、これは素晴らしいことだと思います。中身を見ても、ちょうど国文祭・芸文祭が終わったばかりですから、条例の作成の時期もいいなと思っております。

ただ、表題が(仮称)宮崎県文化芸術振興条例とありますが、今回の国文祭・芸文祭を見ても、神話の国宮崎を強調して、神楽とかそういうものを強調してきたわけですね。神楽というのは、芸術といえば芸術、文化といえば文化だけれども、芸能ですからね。宮崎県のためには、やはり芸能という部分にもっとクローズアップしたような表題にしてほしいなど。

宮崎県に神楽があれば、全国にもいろいろな土着的な文化があると思うんですね。それが芸能という形でずっと続いていると思うんですね。宮崎県はそこに神話の国宮崎ということで、神話を中心に——神楽がずっと続いているし、それから民謡の宝庫でもありますから。民謡というのは、芸術じゃないと思うんですね。新しく歌を作曲する云々というのは、それは芸術かもしれないけど、土着的にずっと昔からあった歌ですから。そこにまた舞踊とか踊りも入ってきたんですね。

だから、ここには宮崎県文化芸術振興条例と、やっぱり芸能を入れるべきだと思うんですね。平たく言えば、芥川賞は認めるけれども、直木賞はあんまり認めないというようなことと一緒に思うんです。やはりみんながよく読む小説は、どちらかというと直木賞ですから。

そこには地域性があつたり、土着的な面があつたり、そういうものがありますよね。芸術その

ものを極める文学といえば、純文学として芥川賞かもしれません。しかし、直木賞というのもすばらしい賞だと思います。だから、芥川・直木賞を同時に発表するわけですから。

ところが、なかなかエリートの皆さん方は、芥川賞は認めるけれども、我々の好きな直木賞は、俗な文学だということで認めようとしたくない嫌いがありますから。そのエリート性を捨てて、直木賞を認める、いわゆる芸能を認めるという形でやってほしいと思います。

これまでの取組はずっと、文化を考える懇談会ということで、何もここには文化芸術を考える懇談会でもなかったわけですから。表題にこだわるわけじゃないですけども、そのことをもう一度、宮崎県らしさを出す条例にしてください。私はこだわりますので、どうかよろしく願います。

○河野みやざき文化振興課長 今、中野委員からの御指摘のように、本県には様々な芸能がございます。地域においてはその芸能——神楽とか臼太鼓踊り、棒踊りだとか、いろんな芸能が人々をつなぎ、地域の人が生き生きと暮らすための非常に大事な材料だと思っております。

表題につきまして申し上げますと、この文化芸術という言葉は、決して古くからある言葉ではございません。2001年に文化芸術振興基本法という法律ができて、言ってみればそのときにつくられた言葉でございます。

当初は、芸術文化振興法だったんですが、国会で議論がなされる中で、やはり芸術を中心とする文化というよりも、文化というものは幅広いものだから、文化を先に持ってくる。ただ、やっぱり芸術というものの存在も大きいということで、芸術を含む文化ということで、文化芸術基本法ができたので、私ども自治体としまし

ては、国の法律等を踏まえて施策を推進することになりますので、この文化芸術という言葉も踏まえて、条例の名称については考えているところでもあります。

○中野委員 文化的な賞で一番大きいのは、文化功労賞と文化賞ですよ。この中には芸術とか芸能とかいろんなのをひっくるめて文化功労賞、文化賞とありますよね。3日に授与式があります。だから、国そのものも芸術というものも含めて文化としているんでしょうから、11月3日は文化芸術の日じゃないもんな。

この条例にするんだったら、国にお願いして、文化の日は、文化芸術の日に変えてくださいとお願いしてくださいよ。

○松浦総合政策部長 私は前に記紀編さん室の室長をしておりまして、そういった地域の芸能と申しますか、そういったところの話にも随分関わってきたところがございます。

先ほど御説明したように、今の条例のタイトルが、国の法律から持ってきているところでもありますけれども、県として、今の国文祭・芸文祭を終えたところで、どういふようなものにこういふものをつないでいくのかということもありますので、どういふ形でのタイトルづけがいいのかということ、少し検討させていただきたいと思います。

○井上委員 全国知事会、地方税財政常任委員会の活動についてというところでお聞きしたいんですけど、昨夜、選挙が終わったばかりで、あのとき岸田総理が何度も成長と分配とおっしゃっていて、そしてすぐ補正を組むと言っておられたんですけども、それについては頭にきちんと入っているのか。この補正は見逃せないのか、それについてはどのような考えを持っているのか。

○高妻広域連携推進室長 御指摘のとおり、選挙が終われば、経済対策の策定も佳境に入ってます。そして、一部報道では、年内にも補正をとというようなお話もあったと聞いておりますので、当然そこを見越してこの要望活動を行っております。

先ほどお示した6ページの1の①にある地方創生臨時交付金の2兆円規模の増額といった要望は、まさにこれを目指して行っているものでございまして、明日の税財政常任委員会である程度合意が取れましたら、知事会の要望として、近々にでも国のほうに足を運んでまいりたいと考えております。

○井上委員 感染症関係のことを考えると、今、感染者が非常に少なくなってきているんですけども、これをどう分析するかがとても大事だと思うんです。我が県は医療体制が脆弱だと常に言われてきて、その中でどうやってこのコロナ対策をきちんとやるかと。そのことと両立して、経済政策をどうするのかということが国から来ないと、そこがないために経済対策のところまで行き切れずに、結局右往左往してしまうことがあったと、私はそういうふうに見ているわけです。

だから、今回、感染者が減ったことについて、どう分析するのかというのは大変重要なところだと思うので、そこを含めて、全国知事会の中でもきちんとした議論をしてもらいたいということ。

それと、宮崎県は脆弱な医療体制をどうやって克服できるのか。また、今後どのように克服していこうとしているのかということ、きちんとスケジュールを全部明らかにしろとは言わないけれども、常に医療体制が脆弱なので言い続けられないいけないのか。6波に対してどう

やって対応していくのかということが非常に問われると思うんですけれども、その辺りは、宮崎として要求するときには、どんなふうに考えているんですか。

○高妻広域連携推進室長 大変重要な御指摘だと思っております。

この2兆円の要望の中には、医療検査体制につきましては、やはりそこに相当な予算が必要であるというところをしっかりと訴えまして、PCR検査の説明も先ほど総合政策課からございましたが、こういったもの、それから病床の確保といったところにしっかりとお金を回せていけるよう、そういったものも含めて要望してまいりたいと考えています。

そして、あとは地域経済の回復というところに重点を置いていくというところもございます。こういったものを含めて積み上げたのがこの2兆円でございますので、しっかりと国のほうに声を届けてまいりたいと考えております。

○井上委員 私の質問に対する十分な答弁ではないと思うんですけれども、これはまだ議論すべき内容なので、11月議会もあるので、そのときにまた改めて議論させていただきたいと思っております。

それと、先ほど函師委員からもあったんですけれども、ワーケーションの考え方というのは、人口減少問題も含めてだけれども、地方創生も含めて、やはりきちんとした考え方を持っていないといけないと思うんですよね。

そこを考えたときに、地方創生及びデジタル化の推進というところとは物すごく密接な関係があって、それで予算確保の問題も含めてそうだけれども、宮崎県がそれにどう合致していくのか、ワーケーションをどんなふうに考えるかということももちろんあって、私は今回、62

団体での協議会が設立できたということ自体がすばらしいと思うんですが、そこでの議論をどういう方向に持っていけるのかというのは、ばらけて意見だけ聞けばいいということにはならないと思うので、宮崎県として、ある程度ワーケーションに対する考え方やイメージみたいなところはきちんと議論しておくべき必要性があるのではないかなと思うんです。

そのバックとしては、デジタル化の推進というのは、決して外せない。これをどうやって予算確保もし、地域づくりですよ、地域医療の固め方をどうしていくのかということをちゃんとしないと、いらっしゃいと言ってみたものの、うまく情報を共有化できないのと、それと情報発信ができないということになってしまうと思うんですね。

だから、設定としてというか、これから向かうシチュエーションとしてはいいとしても、これをきちんと押し上げていくためには、その議論をきちんとするべきではないのかなと思う。

私は常に総合政策部には大変な期待をしているわけだけれども、宮崎県全体の政策の具現化には、それをちゃんとコーディネートする場所、部門がないといけないと思うし、それはやっぱり総合政策部に課せられた一つのステータスでもあると思うので、部内でもそうだけれども、そこをどういうふうにきちんと議論していくのかということだけ聞かせてもらいたい。

○川端中山間・地域政策課長 ワーケーションに関しましては、非常に広がりがある取組であると考えております。委員の御指摘のとおり、情報政策の部分も非常に大きいということで、委員会でも報告させていただいたところですが、今年1月に庁内でまず連絡会議を立ち上げたところで、私ども中山間・地域政策課

だけでなく、情報政策課であるとか、企業立地課、観光推進課、中山間農業振興室等々、6所屬で立ち上げて、庁内の各種施策を調整しながら、それぞれ共同して進めていくところです。

さらに今回、県内全域の民間企業とか市町村も含めて——市町村のほうもかなりワーケーションの取組には関心がございまして、それぞれのキャンプ場でWi-Fiの設備を整えながら、受入れ体制を整えているところがだんだん増えてきておりますので、協力してやっていこうということで、今回、協議会ができたところ です。

とにかく通信設備の整備は基本中の基本で、テレワークを進める上でも非常に必要で、特に宮崎県では、沿岸部の通信設備の整っているところでもなんですけれども、例えば椎葉村のK a t e r i eという施設ができておりますが、椎葉村は5Gが非常に整っているところで、あちらのほうでワーケーションの受入れが進んでいるところです。

山間部も非常に魅力があるところだと考えておりました、今後、モデルプログラムを県のほうで作っていく中で、県央、県南、県西、県北、4地域の家族向けとか企業向け、いろんなパターンのモデルを作って——この間の協議会でも、南紀白浜町の講師より、宮崎県は非常にポテンシャルが高いんじゃないかと言われておりました。

そういった山間部の取組を特に人口増につながる可能性があるということで応援していきたいと考えているところです。

○井上委員 ワーケーションで来られた人も含めてそうだけれども、結局、地域をよく知っていただくという点での入り口みたいなのところもあるため、これは物事の考え方としては本当に

道理に合っている内容なので、ぜひこれを仕上げたい。

だから、前から何度も申し上げているように、宮崎県内の地域づくり——ここをこんなふうにする、地域づくりの一つの大きなきっかけにもなるので、これは私の表現が悪いかもしれないけれども、市町村を引きずってでも連れていかないといけない内容なので、ここがうまく議論ができていくと、随分地域づくりが変わっていくし、先ほど外山委員からもあった、宮崎らしさというのは何なのかということも、みんなで確認することもできたりするので。

これは大変注目すべき仕事なので、ぜひやっていただきたいと思います。

○星原委員 一点だけ。2ページに令和4年度における重点施策とうたっているいろいろ書かれているんですけども、私は数値目標と成果をどういうふうにして求めていくんだという、その辺も多分入っていると思うんですよ。その辺のところもどうしていくのか。足りないところがあったときには、次の政策の中で事業計画を立てて予算を確保していくと。そういう意味で、掲げてある数値目標、成果を最終的に求めているところまでしっかりやっていただきたいなと思います。

○大東総合政策課長 数値目標、アウトカムというものですけれども、これにつきましてはせんだっての委員会でも御報告させていただきましたが、政策評価という形で、例年、内部評価・外部評価というのをやっております。

令和2年度につきましては、新型コロナの影響がありまして十分な成果は得られませんでしたけれども、来年度はこういった重点施策を講じることによりまして、今マイナスになっているところをまずは平常まで戻し、さらに上積み

を目指していくと。幾つか項目がありますけれども、まずは回復させるもの、あるいはコロナ後を目指してさらに伸ばすもの、いろいろな種類がございますので、そこをしっかりと成果が出るように、来年度の事業構築と事業の推進に頑張っていきたいと思えます。

○**星原委員** 今言われたとおり、多分そういう形になっていると思えますし、今後、コロナ禍だけではなくて、これからウイルスがいろんな形を変えながらやってくると思うんで、そういうものを経験を基に、次にまたそういう時代が来たときには、いち早く取り組んでいただける、そういう対応までどこか頭の片隅で考えておいていただきたいなと思えます。

○**中野委員** 異口同音ですけれども、来年度の重点施策、せっかく今度衆議院選挙があつて各政党間議論を交わして、恐らく10日には特別国会があつて、新しい首班指名があつて内閣が発足する。補正予算の云々もありました。そして、新しい予算編成もされると思うんですよね。これに固執するんじゃなくて、柔軟性を持って来年度の重点施策を決めてほしいと思えます。これは要望しておきます。

○**西村委員長** ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** それでは、以上をもちまして総合政策部を終わりたいと思えます。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時1分再開

○**西村委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○**吉村総務部長** 総務部でございます。

本日の説明事項につきましては、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料の目次にありますとおり、令和4年度当初予算編成方針についてでございます。

詳細につきましては、財政課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**石田財政課長** それでは、令和4年度の予算編成方針について御説明します。

お手元に別冊として、方針の全文をお配りしておりますけれども、委員会資料でポイントを御説明したいと思います。

委員会資料の1ページ目をお願いいたします。

来年度、令和4年度の当初予算編成方針の概要でございます。

まず1番、予算編成の基本的な考え方ですが、令和4年度当初予算編成に当たりましては、引き続き健全な財政運営を維持しながら、新型コロナ対策や人口減少対策、それから、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応していくということと、将来を見据えた新たな成長活力の創出につながる取組について、積極的な展開を図ってまいりたいと考えております。そのため、先ほど総合政策部のほうから御説明申し上げましたとおり、3ページ、4ページに記載しております、令和4年度における重点施策に掲げる取組について、予算編成におきましても必要な措置を講じるということとしております。

1ページ目、1の(2)でございます。予算計上に当たっての留意事項でございますが、健全な財政運営を維持するため、中長期的な視点にも立って、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額な財政負担が見込まれる事業につきまし

では、市町村等との連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図りながら、計画的な予算計上を行うこととしております。

次に、2番で全般的事項を記載してございます。

(1) 予算要求限度額につきましては、昨年度と同様、いわゆるマイナスシーリングは設定しておりません。一律に例えば10%減とか20%減という形は取っていません。令和4年度の予算要求限度額につきましては、基本的に、令和3年度当初予算額の範囲内としております。ただし、県単独公共事業費(維持管理経費分)ほか2事業につきましては、シーリング表のとおりとしております。

ここまでが通常分の限度額でございますが、来年度も引き続き新型コロナ対策、感染症対策のみならず経済対策も含めて、こういった対策が必要であるということと、国において、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画というものが、これは来年度、実質的に2年度目を迎えますけれども、こういったことが決まっておりますことから、下の留意事項にございますように、1、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費及び、2、国土強靱化対策に係る公共事業費につきましては、国の予算編成の動向等を踏まえながら、地方負担額や財源確保の状況等に十分留意した上で、別途要求を認めることとしまして、今後の予算編成の過程において、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、2ページ目でございます。

(2) 事業構築に当たっての留意事項でございます。

新規・改善事業の構築に当たりましては、県の役割を踏まえまして、必要性、緊急性、有効

性を十分に勘案するとともに、事業を確実に実施していくために、実施方法や条件、積算内訳等について、事業の構築段階から十分な調整及び確認を行うこととしております。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○星原委員 今、財政課長から説明をいただいたんですけれども、予算計上に当たっての留意事項で、健全財政運営を維持するため、それは当然のことなんだけれども、やはりこれだけコロナ禍で疲弊した人たちのためには、令和4年度においては、少し無理をして予算を組んで、そして一日でも早く元気な姿に戻すための対策をしっかりとってほしいなと思うんですけれども。

その辺について、国の方向だけではなくて、県の独自の部分で何ができるか、どういう予算を組めばいいのか。その辺のところ少し配慮して、一日も早く県民が元気になるための、そういう部分には多少無理しても予算を組んでほしいなと思うんですが、どうですか。

○石田財政課長 御指摘のとおり、県内の実情、特に都市部に比べてやっぱり厳しい部分も当然あります。業種、それから生活、いろいろございます。そういったところにしっかり目配りをしながら、おっしゃるように、経済対策も含めて、今何をすべきかというところを積極的な姿勢で検討してまいりたいと考えております。

また、総選挙を踏まえて、今後、大型の経済対策という話もございますので、そういったところもしっかり的確にキャッチアップして、宮崎県に少しでもそういった財源、あるいは有効な対策が取れるように、補正それから当初予算でしっかり対応してまいりたいと考えておりま

す。

○星原委員 去年から今年にかけてこの2年間で倒産したところ、廃業したところもあり、県の税収もかなり減っていくと思うんですね。そういう中ではあるんだけど、このコロナ禍というのは災害だと思って、しっかりした予算を組んで、早く立ち直るためにも、しっかりした形で予算を計上していただきたいとお願いします。

○石田財政課長 委員の御指摘のとおり、事業者があって、それから県民の方があっての県でございますので、しっかり事業継続していただけるように、あるいは地域経済の発展になるように取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○星原委員 よろしくお祈りします。

○函師委員 星原委員の質問にも関連するのですが、予算総額はそう大きくは変わらない。今後、補正がどういう形で出てくるかにもよりますが、マイナスシーリングもかけないということなので、要は今のような重点施策を打つに当たっては、いわゆるスクラップする部分がないことには、ビルドがないと思われま。

そういう部分は財政課のほうで、ここは止めましょうとかいうような判断基準があるのか、もしくは担当課のほうで、ここは見切ったほうがいいものは、どちらがどう、それは双方で判断する場合もあるんでしょうが、基準みたいなものはあるんでしょうか。

○石田財政課長 御指摘いただいたように、お互いの相互作用で今は進めております。例えば3年とか5年とか期限を区切っている事業については、当然そのタイミングで見直しを行う。さらに言うと、各事業課のほうで、これはもうちょっと前倒ししてスクラップをして新たなもの

のをという考えを言われることもございますし、我々財政サイドのほうから、全体的な見地とか横串を見て、ここはやめて違う形にしたほうがいいんじゃないかということも言ったりもしております。

これ自体の作業は、お盆過ぎぐらいからずっと今、現行事業の見直しの作業は進めておまして、おっしゃったようなスクラップ・アンド・ビルドの部分、さらに重点をどこに置いていくかというのを今後の予算編成でさらに詰めて検討していきたいと考えております。

○中野委員 この重点施策の3ページなんですが、1の(1)の感染症に強い医療提供体制の充実ということで、ここに書いてあるとお祈りですね。それで、今回のコロナ禍で指定病院、協力病院がいろいろありましたが、現実的にはどこの病院ということは公表されていませんよね。

しかし、現実的には各地域の公立病院は、必ず指定病院か協力病院になっているんです。そこを中心に、民間の医療機関にも順次広がってきたということでしたから。やはり市町村が経営している公立病院で、この前もドクターの確保とかいろいろ要望がありました。ここをやっぱり充実しないと、地域医療の体制の強化ということにはならんと思うんですね。県だから県立病院だけを中心に考えるんじゃなくて、県下全体の医療を考えて。

公立病院はどこも赤字ですから、県立病院も赤字でなくてもかなりのお金を一般財源から入れているわけです。市町村立の公立病院もそんな形ですから、それでも財源が非常に厳しいので、その辺の手助けをしたり、ドクターの確保をしたり、もっともっと力を入れてほしいと思いますので、そういうことをせっかく医療提供

体制の充実となっていますから、名実ともに、本腰を入れてやってほしいと思いますので、お願いしておきます。

○川畑市町村課長 委員の御指摘のとおり、公立病院というのは、地域医療に果たす役割が大変大きいので、それぞれの医療ニーズとか、コロナのその時々への対応ということをしっかりやっていただく必要があると思っております。

そういう意味で、御指摘のとおり財政事情等厳しい面もありますけれども、そういった医療サービスの提供に支障がないように、しっかりと国の補助金であったり、今回のコロナでいえば交付金になりますけれども、そういったものをしっかりと確保しつつ、しっかりと対応できるように市町村に助言してまいります。

また、県でいうと福祉保健部になりますけれども、しっかりと連携しながら対応してまいりたいと思っております。

○中野委員 先ほども申し上げたんですが、この令和4年度の重点施策は、非の打ちどころのない内容にはなっておりますが、せっかく今度衆議院選挙があつて、各政党間議論して結果が出たわけですから。そして10日には特別国会が開催されて、首班指名があつて新しい内閣も発足すると。それとまた補正予算云々もありますし、新たな内閣が、来年度方針も予算も含めてやると思いますから、この内容を柔軟に、この方針でずっと行くんだというわけじゃなくて、ぜひ国の流れも見ながら、柔軟に対応してほしいなと思いますので、どうかよろしく。

○石田財政課長 私も全く同じ思いで、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって総務部

を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他になりますが、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午前11時17分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢